

**(仮称)相模鉄道本線(鶴ヶ峰駅付近)連続立体交差事業
環境影響評価準備書に係る手続について**

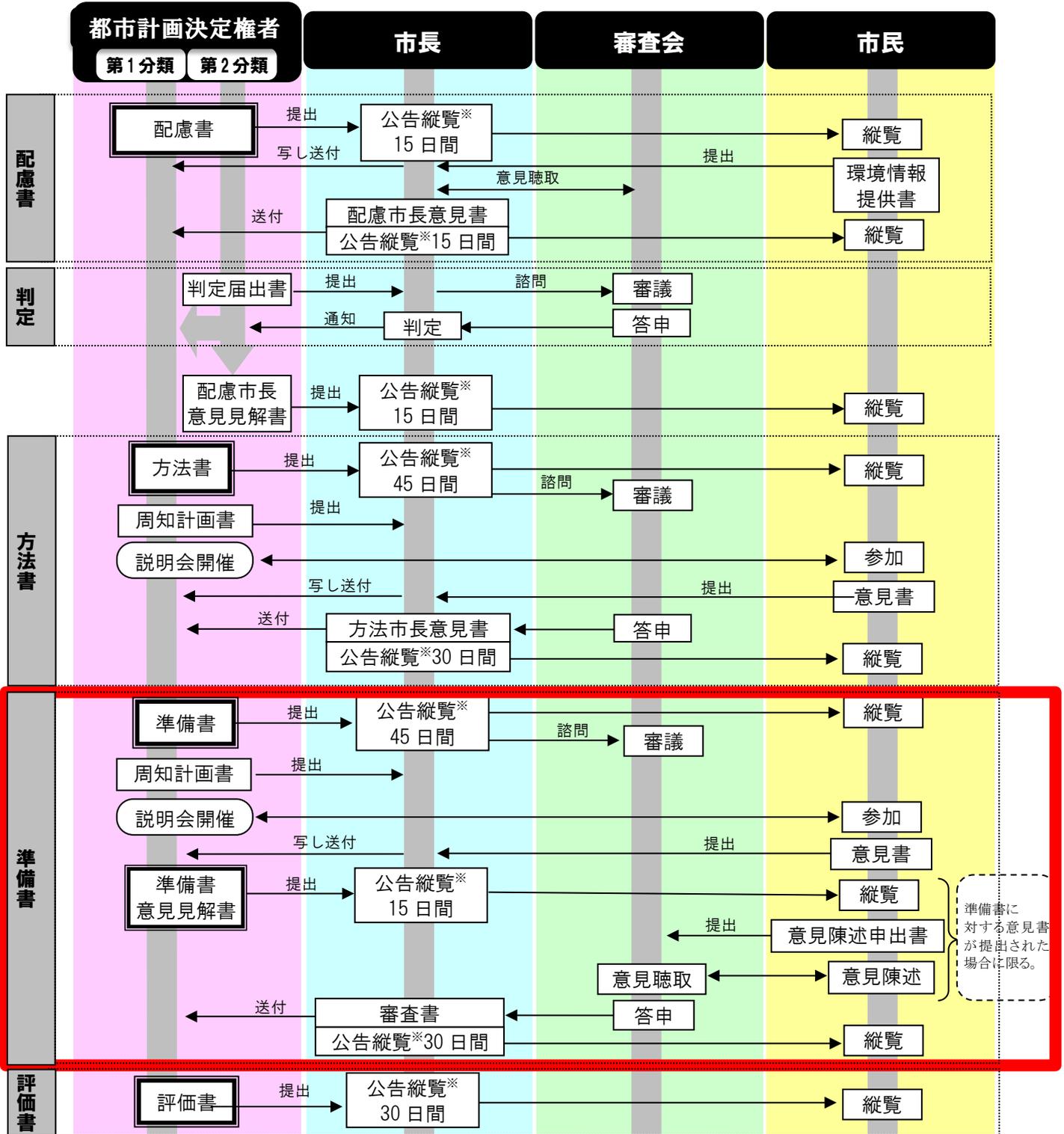
項目	内容																						
対象要件	横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）対象事業 条例第2条第2号に掲げる第1分類事業 別表 2 鉄道及び軌道の建設																						
都市計画特例	条例第46条第1項 都市計画決定権者が事業者によって手続を行う。																						
これまでの手続	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>配慮書</td> <td>提出：H30.9.10、公告・縦覧：H30.9.25～H30.10.9</td> </tr> <tr> <td>縦覧対象区</td> <td>旭区</td> </tr> <tr> <td>環境情報提供書</td> <td>0通</td> </tr> <tr> <td>審査会</td> <td>意見聴取：H30.9.27</td> </tr> <tr> <td>配慮市長意見書</td> <td>作成：H30.10.26、公告・縦覧：H30.11.15～H30.11.29</td> </tr> <tr> <td>方法書</td> <td>提出：R1.10.11、公告・縦覧：R1.10.25～R1.12.9</td> </tr> <tr> <td>縦覧対象区</td> <td>旭区、保土ヶ谷区</td> </tr> <tr> <td>説明会</td> <td>開催日：R1.11.22、24（計2回） 参加者：延べ205名</td> </tr> <tr> <td>意見書</td> <td>4通</td> </tr> <tr> <td>審査会</td> <td>[方法書の審査] 諮問：R1.10.29、答申：R2.2.10 [事業内容の修正（列車の運転本数の変更）] 諮問：R1.12.24、答申：R1.12.24</td> </tr> <tr> <td>方法市長意見書</td> <td>作成：R2.2.26、公告・縦覧：R2.3.13～R2.4.13</td> </tr> </table>	配慮書	提出：H30.9.10、公告・縦覧：H30.9.25～H30.10.9	縦覧対象区	旭区	環境情報提供書	0通	審査会	意見聴取：H30.9.27	配慮市長意見書	作成：H30.10.26、公告・縦覧：H30.11.15～H30.11.29	方法書	提出：R1.10.11、公告・縦覧：R1.10.25～R1.12.9	縦覧対象区	旭区、保土ヶ谷区	説明会	開催日：R1.11.22、24（計2回） 参加者：延べ205名	意見書	4通	審査会	[方法書の審査] 諮問：R1.10.29、答申：R2.2.10 [事業内容の修正（列車の運転本数の変更）] 諮問：R1.12.24、答申：R1.12.24	方法市長意見書	作成：R2.2.26、公告・縦覧：R2.3.13～R2.4.13
配慮書	提出：H30.9.10、公告・縦覧：H30.9.25～H30.10.9																						
縦覧対象区	旭区																						
環境情報提供書	0通																						
審査会	意見聴取：H30.9.27																						
配慮市長意見書	作成：H30.10.26、公告・縦覧：H30.11.15～H30.11.29																						
方法書	提出：R1.10.11、公告・縦覧：R1.10.25～R1.12.9																						
縦覧対象区	旭区、保土ヶ谷区																						
説明会	開催日：R1.11.22、24（計2回） 参加者：延べ205名																						
意見書	4通																						
審査会	[方法書の審査] 諮問：R1.10.29、答申：R2.2.10 [事業内容の修正（列車の運転本数の変更）] 諮問：R1.12.24、答申：R1.12.24																						
方法市長意見書	作成：R2.2.26、公告・縦覧：R2.3.13～R2.4.13																						
準備書の提出	条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第24条 令和2年12月11日提出																						
準備書の公告	条例第25条第1項 令和2年12月25日市報公告 (広報よこはま12月号、環境影響評価課ホームページ、環境創造局ツイッターで公表)																						
準備書の写しの縦覧	条例第25条第1項 縦覧期間：令和2年12月25日から令和3年2月8日まで 縦覧場所：環境創造局環境影響評価課 旭区役所区政推進課 保土ヶ谷区役所区政推進課 (横浜中央図書館、旭図書館及び保土ヶ谷図書館で閲覧、環境影響評価課ホームページで準備書の全文公開を実施)																						

(裏面へ続く)

項目	内容
審査会への諮問	条例第25条第2項 令和3年1月12日諮問
準備書の概要の周知	条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第26条第1項 同条例第2項 周知計画書（令和2年12月11日提出） 対象地域：旭区及び保土ヶ谷区の一部 周知方法：「環境影響評価準備書に関する縦覧及び説明会開催のお知らせ」 を対象地域内にポスティング（約30,000部、12月25日から順次 投函開始）他
説明会の開催	条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第27条第1項 令和3年1月16日 夜間
意見書の提出	条例第28条第1項 提出期間：令和2年12月25日から令和3年2月8日まで 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間内に、 市長に対し、意見書の提出により当該意見を述べることができる。 （郵送及び持参による提出又は電子申請による提出の受付を実施）
準備書意見見解書の作成・提出	条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第29条第1項 都市計画決定権者は、意見書の写しの送付を受けた場合、意見の概要及び 当該意見についての見解を記載した書類（以下「準備書意見見解書」）を 作成し、市長に提出する。ただし、意見書の提出がなかったときは、この 限りではない。
準備書意見見解書の公告・縦覧	条例第29条第2項 市長は、準備書意見見解書の提出を受けたときは、その旨を公告し、準備 書意見見解書の写しを公告の日から起算して15日間縦覧に供する。
市民等からの意見聴取	条例第30条第1項 対象市民等（※）は、審査会に対し、準備書意見見解書の縦覧期間中に、 環境の保全の見地からの意見を述べたい旨を申し出ることができる。
審査書の作成・送付	条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第31条第1項 市長は、本審査会の答申等を踏まえ、環境の保全の見地からの意見を記載 した書面（以下「審査書」）を作成し、都市計画決定者に送付する。
審査書の公告・縦覧	条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第31条第2項 市長は、審査書を作成した旨を公告し、公告の日から起算して30日間縦覧 に供する。

※ 対象市民等とは、対象地域内に居住する者及び対象地域内に事務所又は事業場を有する者又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。）をいう。

【条例対象事業】横浜市環境影響評価条例の手続の流れ



※併せて、インターネット等での公表も行います。

(平成 25 年 7 月 1 日施行)